

平成30年第2回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成30年2月13日(火) 午前 9時30分
- ・閉会日時 平成30年2月13日(火) 午前 10時46分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席農業委員 10名
 - 1番 井川 輝征 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市
 - 4番 藤井 雅史 5番 谷口 孝一 6番 塚本 壽
 - 7番 草野 義雄 9番 寺本真理子 10番 阪口 修一
 - 11番 片山 幸弘
- ・欠席農業委員 1名
 - 8番 田口 昭広
- ・出席農地利用最適化推進委員 12名
 - 1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 3番 中川 光春
 - 4番 矢野 解光 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一
 - 7番 宮島 正文 9番 道園 浩二 10番 小崎 良一
 - 11番 木川 保 12番 一川 清 13番 野田 和夫
- ・欠席農地利用最適化推進委員 3名
 - 8番 坂口 恵美子 14番 淵上 米作 15番 山田 和治
- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局長 告畑 一彦
 - 事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志
- ・議事
 - 報告第 3号 農地法施行規則第29条の規定による届出について
 - 報告第 4号 使用貸借権の合意解約の届出について
 - 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第 6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
 - 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第 9号 農用地利用集積計画の審議について
 - 議案第10号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成30年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は5番：「谷口孝一」委員、6番：「塚本壽」委員にお願いします。 なお、8番「田口昭広」委員、8番「坂口恵美子」推進委員、14番「湧上」推進委員、15番「山田」推進委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 報告第3号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の1ページをお願いいたします。報告第3号「農地法施行規則第29条の規定による届出」について、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりでございます。転用目的は「農業用倉庫」ということでございます。資料の1ページをお願いいたします。上が位置図、下が字図になります。ここは昨年3条申請で取得された土地になります。ここに農業用倉庫を建てるということでございます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を「1番の井川」委員にお願いします。
井川委員	報告します。ただいま事務局から説明がありました。何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「宮島」推進委員から何かございましたらお願いします。
宮島 推進委員	説明のとおりだと思います。別に問題は無いと思います。よろしくお願いします。

片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第3号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第3号については、これで終わります。 次に報告第4号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を報告とします。 事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第4号「使用貸借権の合意解約の届出について」。使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 土地の詳細、貸人、借人の住所氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約となっております。以上で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第4号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第4号については、これで終わります。 次に報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出について」。農地法第18条第6項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、土地の詳細、賃貸人、賃借人の住所氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約となっております。 2番、土地の詳細、賃貸人、賃借人の住所氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約となっております。 以上で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第5号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第5号については、これで終わります。 次に報告第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 －農地中間管理事業の概要について説明－ 賃借権設定の部1番から3番までまとめて説明いたします。

	1 番から 3 番まで、賃貸人は記載のとおり 3 名です。中間管理機構に貸しまして、中間管理機構から賃借人に貸しております。耕作作目は水稻で設定期間は新規設定 5 年間です。 使用貸借権設定の部、これも中間管理事業でございまして、中間管理機構に貸しまして、中間管理機構から借人に貸しております。借人は本年度から就農された若い方で、耕作放棄地解消事業もこの場所で使われております。耕作作目は玉ねぎ、カボチャで設定期間は新規設定 5 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 6 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 6 号については、これで終わります。 次に議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の 3 ページになります。議案第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「親族に贈与する。」譲渡人事由は、「親族から受贈を受け耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、2 ページから 3 ページになります。3 ページの上に字図、下に位置図を載せております。調査書をお願いします。譲受人の宅地がありまして、今現在も野菜を作付けしているということでございました。判断理由で全て不許可要件には該当していませんので、許可相当であると考えます。 2 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「譲受人の要望により売り渡す。」譲渡人事由は、「自作地に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、4 ページから 5 ページになります。5 ページの上に字図、下に位置図を載せております。今後この地区は基盤整備を計画しておりまして、基盤整備前に購入し、自己所有地として基盤整備に取り組むということでした。判断理由で全て不許可要件には該当していませんので、許可相当であると考えます。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を「6 番の塚本」委員をお願いします。

塚本委員	周囲が耕作をやめ、少しずつ荒れはじめている所をきれいに整地してあって、管理していただくだけでもありがたいことだと思います。後は事務局の報告通りです。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	2番の案件を「2番の尾上」委員にお願いします。
尾上委員	2月7日に、野田推進委員と事務局と現地を視察しましたがけれども、事務局より説明がありましたように耕作放棄地的になっておりましたけれども、今後圃場整備をされるということで、非常にいい耕作地になるのではないかと考えております。許可相当と思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「野田」推進委員から何かございましたらお願いします。
野田推進 委員	立会の結果、許可申請に何ら問題は無いと思われます。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第7号につきまして、ご質疑ありませんか。 1番、井川委員。
井川委員	確認なのですが、譲受人は町外在住ですよね。今野菜を作っていると言われましたけれども、譲渡人が作っておられるのか、譲受人が作っておられるのか、そしてこれを維持していくのに町外からしょっちゅう来てやっていけるのか、これを確認したかったものですから。
片山会長	田口宗一推進委員。
田口宗一 推進委員	現在は、譲受人の親御さんが作っておられますけれども、田んぼとか忙しい時には、しょっちゅう来て農業をやっておられます。
片山会長	井川委員よろしいですか。
井川委員	はい。
片山会長	他に議案第7号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議がある委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－

	異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は木材運搬通路です。資料は 6 ページから 8 ページになります。7 ページの上に字図、下に位置図を載せております。位置図の右上の端が申請地になります。谷に囲まれている細長い場所でございます。続きまして資料の 8 ページをお願いいたします。上が農地の広がりを示している図面でありまして、山林に囲まれており農地の広がりはありません。下が配置図、排水計画になります。資料の 6 ページに戻ってください。調査書を載せております。立地基準ですが、10 ヘクタール以上の農地の広がりがないので、第 2 種農地（その他の農地）に該当しております。代替性に関しても、隣の山林が自己所有地でありまして、その山の伐採された木材を運ぶための通路ですので、代替性は考えられないので、立地基準としては許可相当であると判断します。一般基準ですが、資金計画等も問題なく、第 2 項第 4 号の周辺農地への影響ですが、周辺は山林に囲まれており、周辺農地への営農条件の支障は無いということで全てにおいて許可相当であると判断します。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「3 番の宮本」委員をお願いします。
宮本委員	先日現地確認を行いました、全く森林の中で、日も全く当たらないような農地でありまして、山林の手入れをするのに有効利用になりますので全く問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「木川」推進委員から何かございましたらお願いします。
木川 推進委員	宮本委員の言われたとおり、山林に近いような状況でございますので、先程も言われたように、山も申請人の所有ですので、利用に一番適しているのではないかと思います。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 8 号につきまして、ご質疑ありませんか。 5 番、谷口委員。
谷口委員	ちょっとお尋ねですが、ここに道を作るということですが、地目的は何になるの

	ですか。
川田次長	地目的には雑種地と思います。通路という地目もないし、おそらく雑種地かなと思います。
谷口委員	こういう田んぼとしての価値が少ないということもありますので、地目変換して、将来農地として使われないという所で、道とか材木貯留場に使用してもらえ宇野は妥当じゃないかなと思います。
告畑局長	後は、税務課の取り方次第ですが、公衆用道路という方法もあるのですが、個人の私道ですから、この辺りは捉え方次第で、道路とするなら非課税という扱いになります。法務局が公衆用道路で登記してくれれば公衆用道路という扱いになります。
一川 推進委員	谷口委員が言われたのはもっともだと思います。分筆しようとするれば30何万掛かるので、買うよりも高いです。谷口委員が言われたように全部を山林なら山林として植栽するとか、今年から減反もありませんので、今までは減反にとっておかないといけなかったのです。そこは指導をするのかどうかわかりませんが、参考にひとこと言っておきます。
告畑局長	現地は細長い田んぼですので、道幅的にはちょうどいいくらいの道になると思います。一川推進委員が言われましたが、4条申請をしてもらえば山林にできますので、近くに自分の土地があれば合筆するとかそういう方法で構わないと思いますので、山林転用であれば4条申請ということになりますので、その手続きを踏んでもらえば何ら問題ないと思います。
塚本委員	非農地判断ということでは処理できないのでしょうか。
川田次長	現場はずっと昔は田んぼだった状況です。それに植林してあるような状態ですけども、そこを伐採して通路を作りたい、という申請が今回上がっております。地目に関しては、おそらく法務局が判断すると思いますが、私道という地目はないと思うので、おそらく雑種地、どの地目にも該当しない雑種地でとるのかなという気はします。ただ、税務課の判断としたら雑種地にもいろいろありまして、駐車場とかの雑種地であれば宅地並みの課税、山林のこういう通路であればおそらく山林批准の課税になるのかなという気はします。転用申請が上がってきて、今回許可相当という意見を県に述べて、県が現場を見て許可が下りた場合、あとはこれを法務局に持って行って法務局がどのように判断するかなのですが、おそらく地目はその他雑種地なのかなという気がします。その他雑種地に転用してしまえば農地法の縛りはなくなりますので、山林にしたい時には木を植えておけば山林になるのかなと思います。以上です。
片山会長	谷口委員よろしいですか。

谷口委員	その後もこれが農地として残す必要があるのかということです。農地から除外して、あとは自由にやってくださいという方法がいいのではないかという意見です。
川田次長	農地法第4条は転用ですので、農地として残すわけではありません。農地として残さずに、木材運搬通路として転用しますということです。
告畑局長	先程公衆用道路でとれるかもしれないといったのですけれども、課税の方で言えば、雑種地でも山林扱いするか公衆用道路扱いするか、取り方次第で課税はしない方向になる可能性もあります。
片山会長	結局、木材運搬道路は雑種地になるということですか。
川田次長	分かりません。
塚本委員	こういう事例が今後出てくると思います。申請の段階で手数料がかかるので、非農地扱いにすると地目変更も手数料がかからないようなことでできると思いますので、申請があった時に非農地として判断できるのであればそこでやった方がよりいいのではないかと思います。
片山会長	塚本委員の言われるように、非農地判断の件も出てきておりますので、あとで説明させますので、よろしくお願いします。 他に議案第8号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議がある委員は挙手をお願いします。 1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第9号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の7ページをお願いします。議案第9号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃借権移転の部、1番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻及びたばこで、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 2。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 3番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 4番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定

	期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 5 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 6 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 7 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 9 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは、採決を行います。 賃貸借権設定の部 1 番についてご異議ありませんか。異議がある委員は挙手をお願いします。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました 2 番についてですが、「中川光春」推進委員が関係しておりますので、中川推進委員には一時退席を求めます。 －「中川」推進委員一時退席－ それでは、お諮りします。 2 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 「中川」推進委員に入室をお願いします。 3 番についてですが、「宮本和市」委員が関係しておりますので、宮本委員には一時退席を求めます。 －「宮本」委員一時退席－ それでは、お諮りします。 3 についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、3 番については原案のとおり決定しました。 「宮本」委員に入室をお願いします。 それでは、引き続き 4 番から採決を行います。 4 番についてご異議ありませんか。

	－「異議なし」－ 異議なしということですので、４番については原案のとおり決定しました。 ５番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、５番については原案のとおり決定しました。 ６番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、６番については原案のとおり決定しました。 ７番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、７番については原案のとおり決定しました。 次に議案第１０号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第１０号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」。農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び申請者の住所氏名については記載のとおりです。現地確認をした結果、森林の様相を呈しており、周辺も耕作放棄地または植林されており、非農地であると判断しております。 －別紙資料にて説明－
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を「７番の草野」委員をお願いします。
草野委員	１月に現地に行きまして、傾斜が６０度くらいあるようなところで、とても農地であった場所とは思えません。石垣も残っていませんでした。山のような状態で何も問題ないと思います。
片山会長	担当地区の「山田」推進委員が欠席ですので、告畑局長をお願いします。
告畑局長	現地は治山事業に伴う工事ということで、肥薩線の線路と道路がありまして、それを守るための治山事業ということでされていると思います。何ら問題ないと思っております。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第１０号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議がある委員は挙手をお願いします。

	議案第１０号１番の案件につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (１) 農業委員会活動推進強化大会について (２) 農地中間管理機構研修会について (３) 来年度の農業委員会の体制について
--	--